

鑑識鑑定官制度実施要綱の改正について（概要）

（令和6年12月26日 鹿鑑第3010号）

本通達は、指掌紋、足痕跡及び写真の鑑定並びにその対照に従事する職員の業務について定めたものである。

本通達の主な内容は

- 鑑識鑑定官の目的
- 鑑識鑑定官の種別
- 鑑識鑑定官の任務
- 鑑識鑑定官の指定
- 鑑識鑑定官の解任
- 鑑識課長の責務

等である。